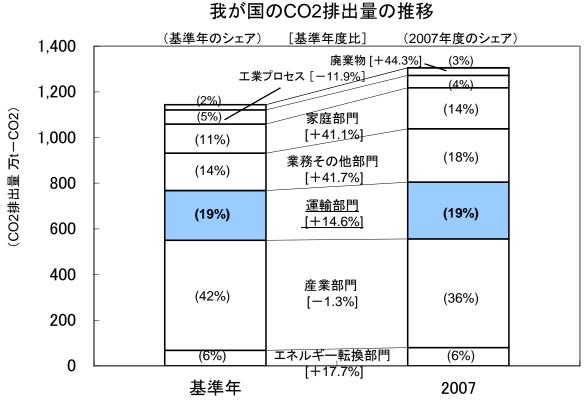
自動車・交通分野の対策・施策について

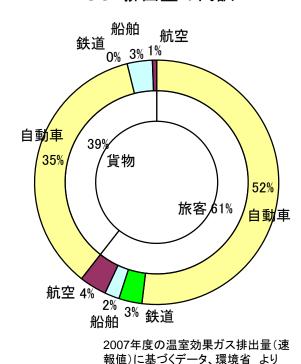
平成20年11月27日 環境省

運輸部門の排出状況

○ 2007年度の運輸部門(自動車・船舶等)のCO2排出量は2億4,900万トンであり、我が国のCO2排出量の約19%を占める。基準年と比べると14.6%(3,180万t-CO2)増加した。また、前年度と比べると1.6%(410万t-CO2)減少した。



2007年度の運輸部門の CO2排出量の内訳

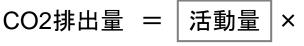


2007年度(平成19年度)の温室効果ガス排出量(速報値)について 環境省 より

エネルギー起源の部門別排出量は、発電及び熱発生に伴うCO2排出量を各最終消費部門に配分した排出量

運輸部門のCO2排出量の内、約9割は自動車からの排出

運輸部門でCO2を削減するために



(輸送量、自動車台数等)

サービス需要 活動量







____CO2 __エネルギー







削減の ポイント サービス の効率化

燃費の改善

エネルギーの低炭素化

[例]

歩いて暮らせる街をつくる バスや電車を利用する 一度にたくさん運ぶ ハイブリッド自動車などの 低燃費自動車の導入 渋滞を減らす エコドライブの実施

バイオ燃料などの利用







有力な 削減対策

- 〇集約的土地利用による移動距離 の削減、徒歩・自転車の活用
- 〇物流の効率化
- 〇公共交通機関の利用
- 〇「見える化」等による省エネ行動 の促進
- 〇トップランナー方式の強化等による 供給側での高効率化推進
- 〇「見える化」等による需要側での高 効率機器選択の促進
- ○渋滞削減等による走行環境の改善
- . . .

- 〇バイオ燃料などの再生可能エネルギーの導入拡大
- 〇水素燃料などの次世 代エネルギーの導入

個別対策が促進されるような横断的施策:制度的・ソフト的・ハード的なインフラ整備、自然資本の整備

運輸部門の対策・施策

運輸部門の対策・施策(1)

「京都議定書目標達成計画」における主要な対策・施策

	サービスの効率化		燃費の改善	エネルギーの低炭素化		
対策	施策	対策	施策	対策	施策	
〇集約 型都造の 構選現	 ・都市計画制度による大規模集客施設に係る立地制限の強化等 ・中心市街地の整備・活性化等による都市機能の集積促進 ・都市・地域総合交通戦略に基づく施策・事業の総合的支援 ・環境モデル都市の取り組みに対する支援など 	〇自動車単体 対策	 ・自動車税のグリーン化、自動車取得税の低燃費車特例、自動車取得税の低公害車特例 ・クリーンエネルギー自動車導入促進対策補助金 ・低公害車普及促進対策費補助金 	〇 ネギ策進オ 利 財 推 イ 烈 大 ス 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	・バイオ由来燃料導入促進税制 ・エコ燃料利用 促進補助事業・バイオ燃料地域利用モデル 実証事業	
〇公共 交通機 関の利 用促進	・省エネルギー法に基づく公共交通機関の利用促進 ・鉄道新線に対する特例措置・ICカードの導入等情報化の推進、乗り継ぎ改善、シームレスな公共交通の実現等によるサービス・利便性向上を通じた公共交通機関の利用促進・地方バス路線維持対策など	O高度道路交 通システム (ITS)の推進	・低公害車取得事業(日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫) など ・グリーン購入法に基づく率先的購入 ・特定交通安全施設等整備事業・プロファイル信号制御方式による信号制御化モデル事業の整備など	電等の 利用拡 大)	・E3地域流通 スタンダードモデル創成事業 ・バイオマスエネルギー生産技術の実用化など	
〇と事のに省と 事協よ C の 2 化進	・省エネ法 ・物流総合効率化法(所得税・法人税の割増償却、固定資産税・都市計画税の課税標準の特例、中小企業金融公庫による低利融資等) ・グリーン物流パートナーシップ会議 ・都市内物流効率化モデル事業 など	〇環境に配慮 した自動車使 用の促進(エコドライブの普及促進事車 及は動車運送 事業等のグリーン化)	 ・省エネルギー法の自動車運送事業者への適用 ・政府公報の実施: EMSを含むエコドライブを題材とした広報の実施 ・「エコドライブ普及・促進アクションプラン」の策定 など 	〇バイオ マス活推イイマ のバイスの (バスの 薬)	・「バイオマス・ ニッポン総合 戦略」 ・地域バイオマ ス利活用交付 金 など	

運輸部門の対策・施策(2)

「低炭素社会づくり行動計画」における主要な対策・施策

サー	ービスの効率化			燃費の改善	エネル	ンギーの低炭素化	
目指すべき姿	具体的な取組	目指すべき姿	姿	具体的な取組	目指すべき姿	具体的な取組	
<型やく・活モ市が広い低の地> 特かデの全がく、炭都域 をしル取国ったがのをがらますが かんしん おいました おおがら おおがら おおがら おおがら おおがら おおがら おおがら おおが	・環2008年代に10世界では1008年代に10世界では10世界が10世界では10世界で10世界では10世界で10世界で10世界で10世界が10世界で10世界が10世界で10世界が10世界が10世界が10世界が10世界が10世界が10世界が10世界が	く車 我排割輸削る代20新ちのる 次>が出を部減た自20車台合 ののあのつ次車ま売16 に約5年ま売16 のの3種がけ世がでの台と	2 2 2 2 2 2 2 3 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3	 ・導入支援を講じる。 ・次関大大を講じる。 ・次関大では、2015年まではの方には、2015年まで状の15年まで状の15年まで状の1万倍、コストを1/7、2030年までは、ガンリン・カーでは、が100kmを1分にし、ガンリン・カーを1がよりである。 ・急速度の大きが、100kmを1がである。 ・急速度の大きが、100kmを1がである。 ・急速度の大きが、100kmを1がである。 ・急速度の大きが、100kmを1がである。 ・急速度の大きが、100kmを1がである。 ・急速度の大きが、100kmを1がである。 ・急速度の大きが、100kmを1がである。 ・場が、100kmを1が、100kmを	くン 〇・20では、 ででは、 でで	○具体的な取組 ・地方公共団体等による小水力の活用など地産地消型の新エネルギーの利用等の取組を「新エネ百選」とど、各共有する。など ・バイオマスタウンを2010年度までに300地区へ拡大。・学校合食等を地域が一体となって供給する「地産地がでした。・学ででは、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1年では、1	
(横断的)	国全体を低炭素化へ動み	かす仕組	仕組 <排出量取引>、 <税制のグリーン化>、 <持 <環境ビジネス等に資金を流れやすくする基準と				
	地方、国民の取り組み	D支援 <農林水産業の役割を活かした低炭素化>、 <低炭素社会や持続可能な社会について学ぶ <ビジネススタイル、ライフスタイルの変革への				>,	

運輸部門の対策・施策(3)

「低炭素社会づくりに向けて」における主要な対策・施策

	「四次糸位去 ノングに向いて」においる工女な対象・心象
〇制度的なイン	フラ整備(インセンティブの付与)
(率先実行)	・政府自らあらゆる活動に伴う温室効果ガスの排出量の最小化に努める
(奨励的手法)	・低炭素型ライフスタイル実践者,低炭素型商品開発者,低炭素まちづくり優秀事例
	自治体などに対する表彰制度及び優秀事例の世界への発信・普及の支援
	・環境配慮契約の徹底
(経済的手法)	・炭素価格が経済システムに内部化されるようなルール作り(環境税や排出量取引等,技術革新促進のインセンティブに寄与)、また、炭素を削減する投資自体の商品化(グリーン電力証書等)
	・税制のグリーン化(例えば環境によい投資や製品への税制優遇)
	・温暖化を助長する補助金や優遇税制の削減
(規制的手法)	・現状の最高効率機器を基準とした規制制度の拡大
(情報的手法)	・カーボンディスクロージャー(企業活動に伴う温室効果ガスの排出の開示・公表)の推進
	・政策の実施に伴う温室効果排出量算定手法の確立及びこれを用いた政策評価の推進 など
〇ソフト的インフ	ラ整備
(情報普及)	・温室効果ガスの「見える化」技術の開発・普及
	・企業の製品毎のLCA情報ディスクロージャー及び表示の推進 など
〇ハード的インス	フラ整備
(都市)	・低炭素社会の実現に配慮した都市計画マスタープランの推進
	・開発計画の代替案ごとにCO2排出量を比較する仕組み
	・歩いて回れる安心・安全な中心市街地の構築(トランジットモール、通行規制)
	・大規模集客施設等に係る立地規制の強化など都市計画制度等の活用による都市機能の適正な配置の確保
	・都市の特性に応じた鉄道·LRT等公共交通機関網の戦略的な整備
(交通)	・低密度地域における予約制導入による日常移動の公共交通利用促進
	・歩道・自転車道等の大幅な拡大、・輸送用バイオ燃料の流通整備 など
〇自然資本の整	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(農林地等)	・バイオマス資源に関する総合戦略(食料,木材,エネルギー,生態系サービス等) など

運輸部門の対策・施策(4)

「低炭素社会に向けた12の方策」における主要な対策・施策

	サービスの効率化			燃費の改善		エネルギーの低炭素化
方策	施策	Ho.	方策	施策	方策	施策
滑か無のいジテクらで駄なロスィス	 SCM*投の 安区M*投の 安区M項 安区化力 大との 大の 大の<td>D 分散 · 低 SaaS等・ SCMサービジネン 選進一助 発補強産の 大きででする。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、</td><td>歩てらるづい暮せ街り</td><td> ●自治・大の体・市マスタープランの作品では、カープランの作品では、カープランのでは、中のでは、中のでは、中のでは、中のでは、中のでは、中のでは、中のでは、中</td><td>次代ネギ供世エルー給</td><td> 【低炭素型水素が主流化】 ・水素拠点配置計画、供給計画の策定 ・特定地域における実証試験 ・水素供給計画に基づく技術開発の支援 ・水素供給インフラ投資への公的補助 ・税制優遇などの経済的インセンティブ [安定したバイオ燃料供給] ・地域バイオマス利用促進計画の策定 ・特定地域における規制緩和、利用コストの低減 ・農林業計画と地域エネルギー計画の関係強化、適切なゾーニング ・国際的な枠組み作りの支援 ・アジアのバイオマス転換技術の開発・コスト削減 </td>	D 分散 · 低 SaaS等・ SCMサービジネン 選進一助 発補強産の 大きででする。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	歩てらるづい暮せ街り	 ●自治・大の体・市マスタープランの作品では、カープランの作品では、カープランのでは、中のでは、中のでは、中のでは、中のでは、中のでは、中のでは、中のでは、中	次代ネギ供世エルー給	 【低炭素型水素が主流化】 ・水素拠点配置計画、供給計画の策定 ・特定地域における実証試験 ・水素供給計画に基づく技術開発の支援 ・水素供給インフラ投資への公的補助 ・税制優遇などの経済的インセンティブ [安定したバイオ燃料供給] ・地域バイオマス利用促進計画の策定 ・特定地域における規制緩和、利用コストの低減 ・農林業計画と地域エネルギー計画の関係強化、適切なゾーニング ・国際的な枠組み作りの支援 ・アジアのバイオマス転換技術の開発・コスト削減
(横断的) 「見える化」で賢い選択		・LCSナビゲー ・家電製品・オ ・カーボンラベ ・製品環境情報	-ションシ フィス機 リングの 眼の規格・	足進(普及啓発、キャンペーン、導入ステムの技術仕様の検討・開発 ステムの技術仕様の検討・開発 器への環境情報通信機器設置の義認 試験的導入と協賛企業の募集 化・カーボンラベリング認証制度導力 基づく環境負荷低減のインセンティ	務化	助)

^{*}SCM(サプライチェーンマネジメント):材料の供給者、製造者、卸売、小売、顧客を結ぶ供給連鎖管理

現状(施行予定含む)の主要な施策の概要

現状(施行予定含む)の主要な施策の概要(1)

自動車単体対策:トップランナー基準の概要

- ●継続的に対象拡大・目標強化が図られており、現在、主要車種は全て対象、目標年度は一部を除き2015年度
- ●車種ごとに重量をはじめとする詳細な区分が設定されており、各区分ごとに目標を設定
- ●最も台数の多い乗用車については、2015年度に2004年度比23.5%の効率改善を見込んでいる

	乗車 定員	車両総重量	名称	燃料	その他の区分	重量区分	総区 分数	目標 年度	燃費 モード
乗	10人		垂田市	ガソリン及び軽油(1区分)	_	重量16区分	16	2015	JC08
用白	以下		乗用車	LPG	-	重量9区分	9	2010	10.15
自動	11人	3.5トン以下	小型バス	ガソリン、軽油(2区分)	-		2	2015	JC08
車	以上	3.5トン超	大型バス	軽油	種別2区分(路線バス、一般バス)	重量5~7区分	12	2015	重量車
貨		軽自動車	軽貨物車	ガソリン及び軽油(1区分)	車両構造2区分×変速機2区分	重量2~4区分	18	2015	JC08
物自		1.7t以下	軽量貨物車	ガソリン及び軽油(1区分)	変速機2区分	重量2~3区分	5	2015	JC08
動車		1.7t超3.5t以下	中量貨物車	ガソリン、軽油(2区分)	車両構造3区分×変速機2区分	重量1~8区分	59	2015	JC08
#		3.5トン超	大型トラック	軽油	種別2区分(トラック等、トラクタ)	重量2~11区分	13	2015	重量車

トップランナー基準の変遷

- ◆ 導入当初は小型のガソリン・ディーゼル車(①~ ④)のみが対象だったが、徐々に対象を拡大
- ◆ ①については2005年度に2010年度の目標を前倒し達成。更なる効率改善を目指して、新しい基準を設定
- ◆ ②、④については目標年度を超過したため、更なる効率改善を目指して、新しい基準を設定
- ◆ 最新の基準は、⑤~⑩が該当する

ſ		導入年月	名称	基準年度	目標年度	改善見込	改善実績	備考
ŀ	1		ガソリン乗用車	1995	2010	22.80%	22.80%	前倒し達成
	2	1999.4	ディーゼル乗用車	1995	2005	14.90%	_	
	3	1999.4	小型ガソリン貨物車	1995	2010	13.20%	-	
	4	1999.4	小型ディーゼル貨物車	1995	2005	6.50%	21.70%	超過達成
	⑤	2003.7	LPガス乗用車	2001	2010	11.40%		
	6	2006.4	大型バス	2002	2015	12.10%		
	7	2006.4	大型トラック	2002	2015	12.20%		
	8	2007.7	乗用車	2004	2015	23.50%		①②の後継
	9	2007.7	小型バス	2004	2015	7.20%	·	
	10	2007.7	小型貨物車	2004	2015	12.60%		34の後継

現状(施行予定含む)の主要な施策の概要(2)

温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度

制度の概要

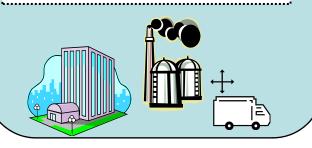
- 平成17年の地球温暖化対策の推進に関する法律の改正により導入(平成18年4月施行)
- 温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガス排出量の算定·国への報告を義務付け、国が報告された データを集計・公表する制度
- 施行後第1回目となる平成18年度の温室効果ガス排出量の集計結果について、平成20年3月28日に公表
- 平成20年の改正により、これまでの事業所単位の報告から、事業者、フランチャイズチェーン単位での報告へと見 直し、業務その他部門を中心に対象を拡大(業務その他部門における温室効果ガス排出量についてのカバー率 が、約13%→約50%に向上。平成21年度から新制度での算定を開始し、平成22年度からその報告を開始する。)

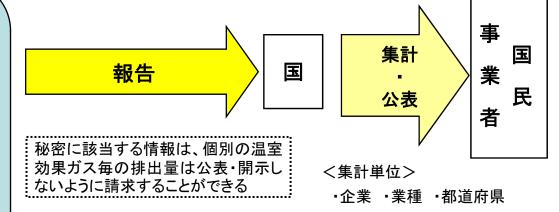
制度の趣旨

- ・排出者自らが排出量を算定することにより、自主的取組のための基盤を確立。
- ・情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組のインセンティブ・気運を高める。

算定

- ・一定の裾きり量以上の温室効果 ガスを排出する事業者等を対象
- 産業、業務(公的部門を含む)、 運輸部門が対象
- 事業所単位(運輸部門は事業者) 単位) 6ガスごとに算定





※エネルギー起源CO2の報告につい ては省エネ法を活用

※事業所ごとの情報は請求に応じて開示

運輸部門の報告対象者は、省エネ法の特定輸送事業者、特定荷主と同一となる

現状(施行予定含む)の主要な施策の概要(3)

省エネ法(平成18年4月改正施行)における輸送に係る措置の概要

- 一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者(いわゆる輸送事業者だけでなく、自家物流を行っている者も含む)に省エネ計画の作成、エネルギー使用量等の定期報告等の義務づけ
- 貨物輸送に係る年間の発注量が一定規模以上である荷主にもモーダルシフト、自営転換の促進等の観点から省エネ計画の作成、エネルギー使用量等の定期報告等の義務づけ
- 企業に自家用自動車対策として公共交通機関の利用促進等の努力義務



特定輸送事業者の範囲

輸送機関	基準	貨物	旅客
鉄道	車両数	300両	300両
自動車	台数	200台	バス 200台 タクシー 350台
船舶	総船腹量	2万総トン	2万総トン
航空機	総最大 着陸重量	ç	0000トン

特定荷主の範囲

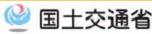
自らの事業活動に伴って貨物輸送を委託している量(自家物流を含む)が3,000万トンキロ以上の事業者は省エネ計画の策定やエネルギー使用量等の報告が義務付けられます。

企業に公共交通機関の利用推進等の努力義務

改正省エネ法の概要(輸送に係る措置) 経済産業省・国土交通省 より作成

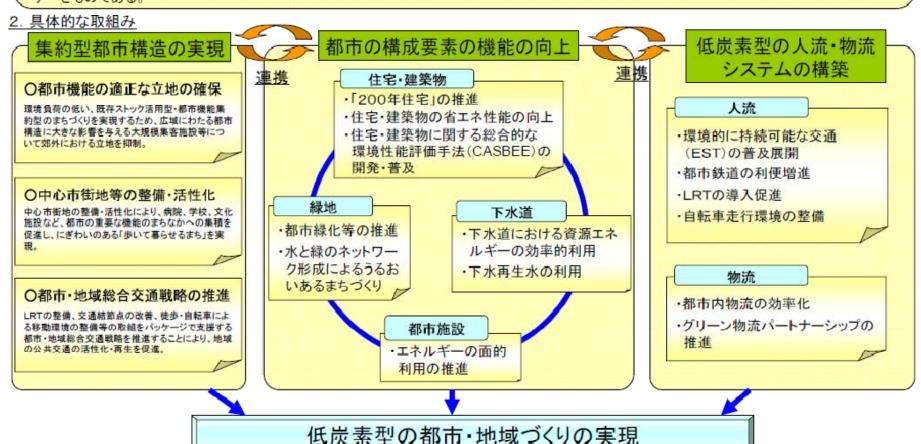
現状(施行予定含む)の主要な施策の概要(4-1)

低炭素型の都市・地域づくり(地球温暖化対策の中長期的な取組①)



1. 基本的な考え方

- ・低炭素型の都市・地域づくりに向け、①集約型都市構造の実現、②住宅・建築物、都市施設、下水道、緑地など都市の構成要素の機能向上、③都市内での環境負荷の小さい人流・物流システムの構築を統合的に推進する。
- ・これらの施策は一定の広がりの中で、様々な利害を有する多様な主体の合意形成や協働を要し、また、ストックの更新には時間がかかることなど から中長期的な視点で大きな効果を実現するよう取り組むことが必要であり、そのためにも現時点から施策の推進が必要。
- ・また、これらの施策は、地球温暖化の観点のみならず、中心市街地の活性化、高齢者の生活利便性の確保なども統合的に実現する観点から推進 すべきものである。



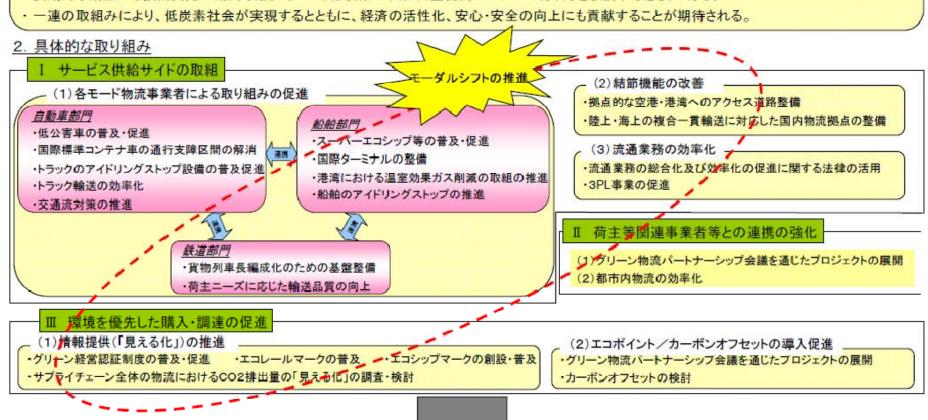
現状(施行予定含む)の主要な施策の概要(4-2)

低炭素型物流システムの構築(地球温暖化対策の中長期的な取組②)



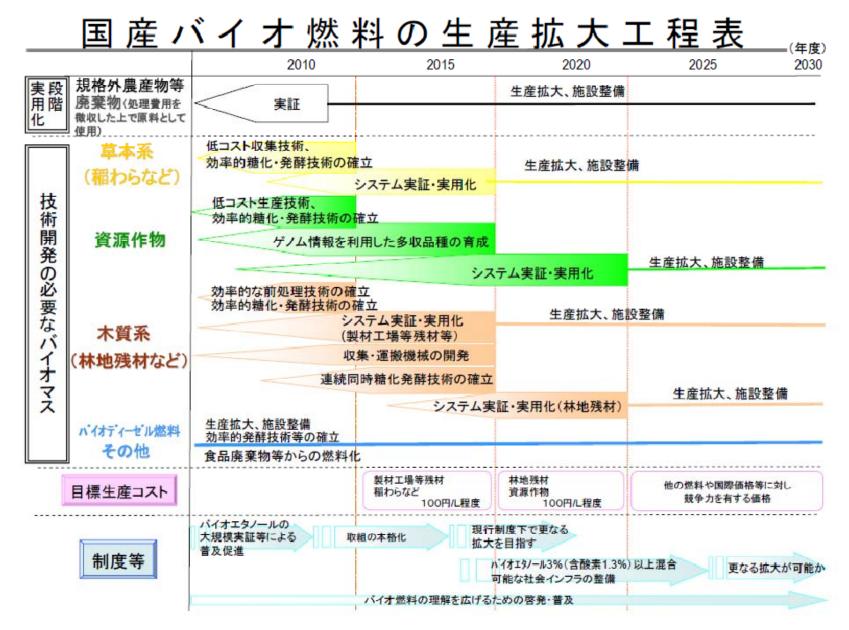
1. 基本的な考え方

- ・物流を担う各交通モード(自動車、鉄道、船舶)ごとに低炭素化に向けた取り組みを促進するとともに、各モード間の接続の円滑化等を図る。
- ・また、荷主、消費者等との連携の下、輸送全体を通じての交通モードの最適な選択・組み合わせを促進する。
- ・物流基盤については、当面は、既存ストックの能力が最大限に発揮されるよう、物流結節点の整備やボトルネックの解消に力点を置くこととする。
- ・長期的な観点から技術開発の動向も踏まえつつ、低炭素の次世代型物流システムのあり方を検討する必要がある。



低炭素型物流システムの構築

現状(施行予定含む)の主要な施策の概要(5-1)



現状(施行予定含む)の主要な施策の概要(5-2)

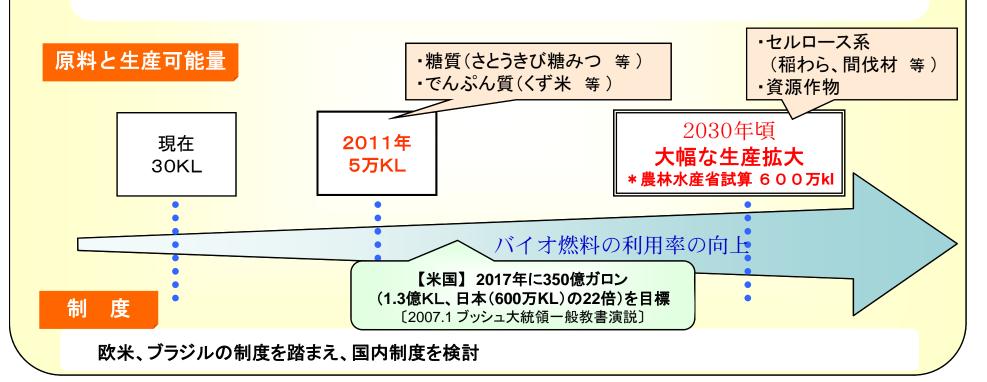
国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けて 一総理報告(工程表)のポイントー

技術開発がなされれば2030年頃には国産バイオ燃料の大幅な生産拡大は可能

技術開発の課題と生産可能量

技術開発

- ① 収集・運搬コストの低減 ・・・・・・・・ 山から木を安く下ろす、稲わらを効率よく集める機械等を開発
- ② 資源作物の開発 ・・・・・・・・・・ エタノールを大量に生産できる作物を開発
- ③ エタノール変換効率の向上 ・・・・・・ 稲わらや間伐材などからエタノールを大量に製造する技術を開発



※平成19年2月、「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」を関係7府省においてと